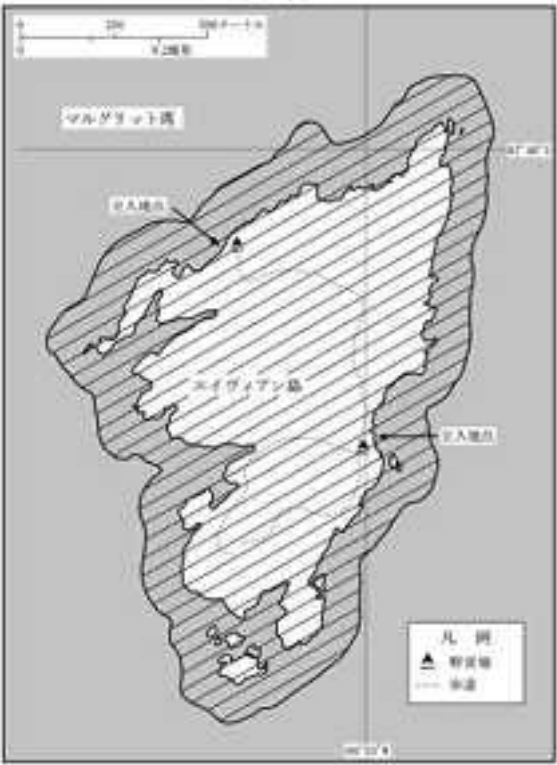
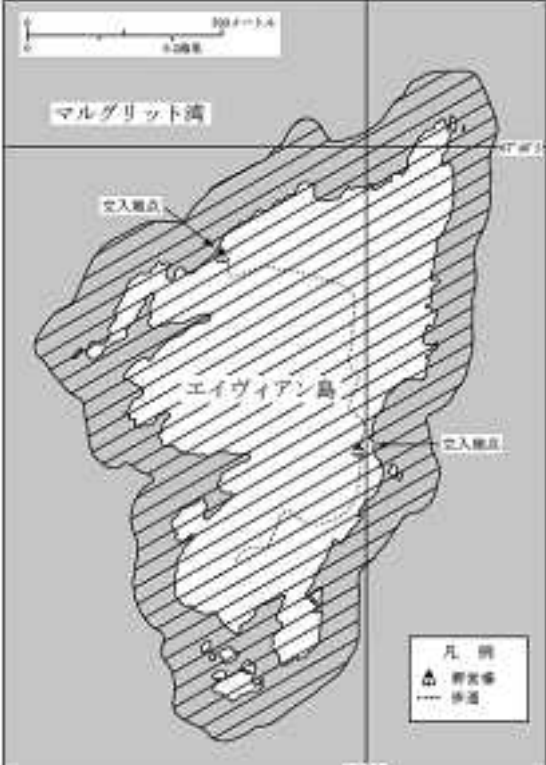


南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案			現 行		
第十八 （略）	第十八 （略）		第十七南極特別保護地区	第一、第十六南極特別保護地区	番号	名称	指定文
			（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第十八 （略）	第十八 （略）		第十七南極特別保護地区	第一、第十六南極特別保護地区	番号	名称	指定文
			（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

第二十二 南極特別 保護地区	第二十三 南極特別 保護地区	ヴィクトリア ランドのバ ーリク谷	この地区は、ヴィクトリア・ランドにあるロス海沿岸より内陸約65キロメートルのところにあり、バーリク谷の東端（南緯77度22分7秒東経161度40分18秒）を起点とし、同地点からインゼル山脈の稜線を南西に進み、インゼル山頂（南緯77度23分30秒東経161度30分44秒）を經由し、バラム谷の西端（南緯77度27分10秒東経160度40分）に至り、同地点からバラム谷の崖線を北東に進み、アパカリプス連峰の西端（南緯77度25分12秒東経160度42分42秒）の地点に至り、同地点からウイレット山脈の稜線を北西に進み、バスジョン山（南緯77度19分18秒東経160度29分23秒）に至り、同地点からウイレット山脈の稜線を北東に進み、スキューピー峰（南緯77度13分10秒東経160度42分4秒）に至り、同地点から稜線を南東に進み、南緯77度18分57秒東経161度の地点に至り、同地点からヴィクトリア・アッパ氷河の分水線を東に進み、スポンサーズ峰（南緯77度18分12秒東経161度24分24秒）に至り、同地点からバーリク谷の分水線を南東に進み、ニッケル峰（南緯77度19分13秒東経161度25分15秒）を經由し、起点に至る線により囲まれた
----------------------	----------------------	-------------------------	---

第二十二 南極特別 保護地区	第二十三 南極特別 保護地区	ヴィクトリア ランドのバ ーリク谷	この地区は、ヴィクトリア・ランドにあるロス海沿岸より内陸約65キロメートルのところにあり、バーリク谷の東端（南緯77度22分7秒東経161度40分18秒）を起点とし、同地点からインゼル山脈の稜線を南西に進み、インゼル山頂（南緯77度23分51秒東経161度30分）を經由し、バラム谷の西端（南緯77度27分10秒東経160度40分）に至り、同地点からバラム谷の崖線を北東に進み、アパカリプス連峰の西端（南緯77度25分12秒東経160度42分42秒）の地点に至り、同地点からウイレット山脈の稜線を北西に進み、バスジョン山（南緯77度19分18秒東経160度29分21秒）に至り、同地点からウイレット山脈の稜線を北東に進み、スキューピー峰（南緯77度13分22秒東経160度41分36秒）に至り、同地点から稜線を南東に進み、南緯77度18分57秒東経161度の地点に至り、同地点からヴィクトリア・アッパ氷河の分水線を東に進み、スポンサーズ峰（南緯77度18分16秒東経161度24分）に至り、同地点からバーリク谷の分水線を南東に進み、ニッケル峰（南緯77度19分11秒東経161度28分）を經由し、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の
----------------------	----------------------	-------------------------	---

三ノ南第二
極五十四
特十四

(略)

(略)

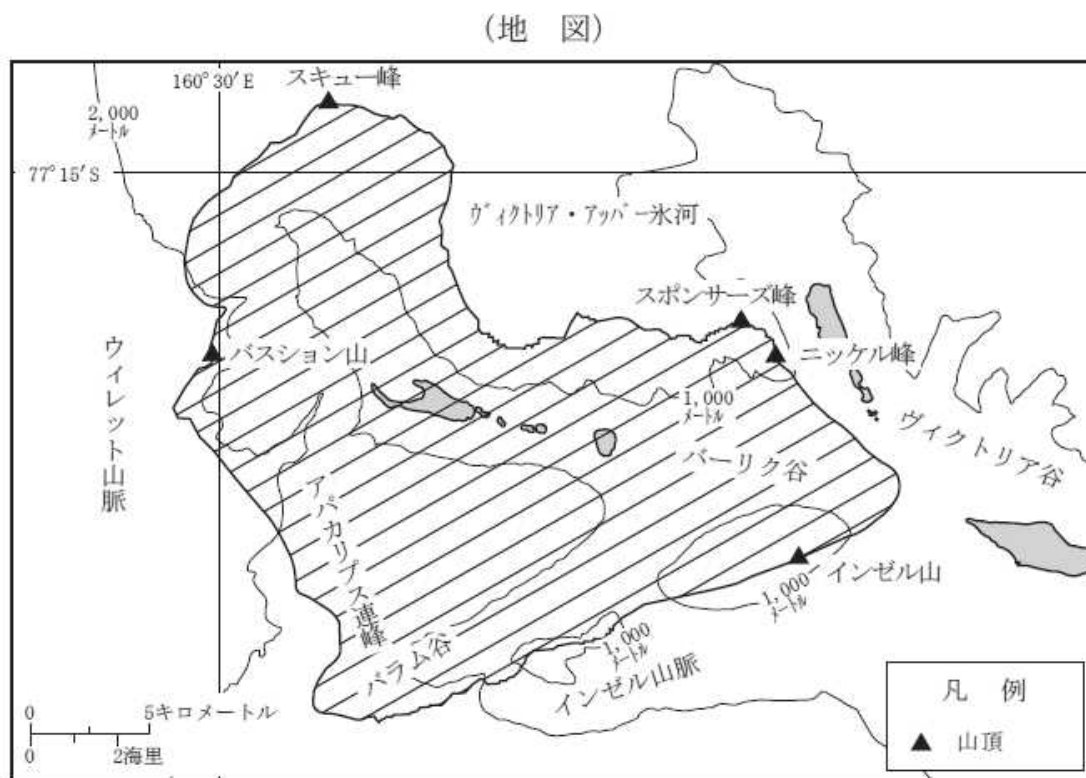


区域(次の地図の斜線部分)から成る。

三ノ南第二
極五十四
特十四

(略)

(略)



斜線部分)から成る。

別保護地区	第五十四 南極特別 保護地区
	ヴィクトリア ・ランドの オロジ岬の ボタニー湾
	この地区は、ヴィクトリア・ランドのボタニー湾の南西にあり、ジオロジ岬の南西約400メートルのところにある地点（南緯77度19秒東経162度31分53秒）を起点とし、同地点からヴィクトリア・ランド北岸の最大高潮時海岸線を東に進み、南緯77度12秒東経162度36分12秒の地点に至り、同地点から同地点と南緯77度13秒東経162度36分10秒の地点を結ぶ直線を南に進み、南緯77度13秒東経162度36分10秒の地点に至り、同地点から稜線を南西に進み、南緯77度1分16秒東経162度34分15秒の地点に至り、同地点から稜線を北西に進み、南緯77度59秒東経162度33分22秒の地点を経由し、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

別保護地区	第五十四 南極特別 保護地区
	ヴィクトリア ・ランドの オロジ岬の ボタニー湾
	この地区は、ヴィクトリア・ランドのボタニー湾の南西にあり、ジオロジ岬の南西約400メートルのところにある地点（南緯77度19秒東経162度31分53秒）を起点とし、同地点からヴィクトリア・ランド北岸の最大高潮時海岸線を東に進み、南緯77度13秒東経162度36分10秒の地点に至り、同地点から東経162度36分10秒の経度線を南に進み、南緯77度13秒東経162度36分10秒の地点に至り、同地点から稜線を南西に進み、南緯77度1分16秒東経162度34分15秒の地点に至り、同地点から稜線を北西に進み、南緯77度59秒東経162度33分22秒の地点を経由し、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

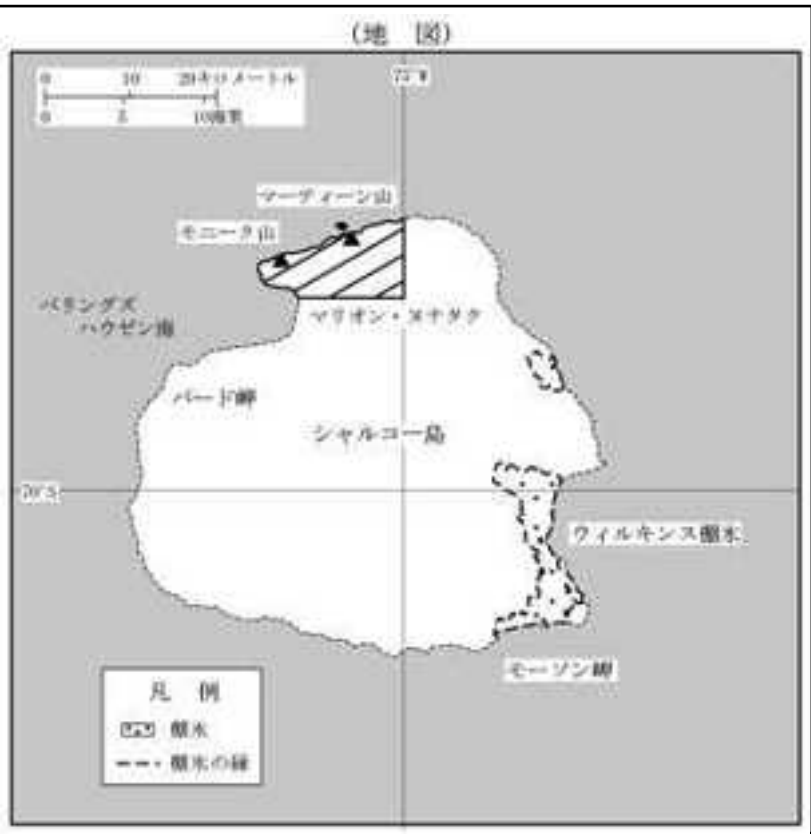
第七十南極特別保護地区	第五十五(第九)南極地区	
シヤルコー島のマルタクヌ	(略)	
この地区は、南緯69度55分の緯度線、西経15度の経度線、南緯69度48分の緯度線及び西経75度30分の経度線により囲まれた区域にある陸地(次の地図の斜線部分)から成る。	(略)	

第七十南極特別保護地区	第五十五(第九)南極地区	
シヤルコー島のマルタクヌ	(略)	
この地区は、南緯69度55分の緯度線、西経15度の経度線、南緯69度48分の緯度線及び西経75度30分の経度線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。	(略)	

第七十三特別保護地区
第七十一特別保護地区

(略)

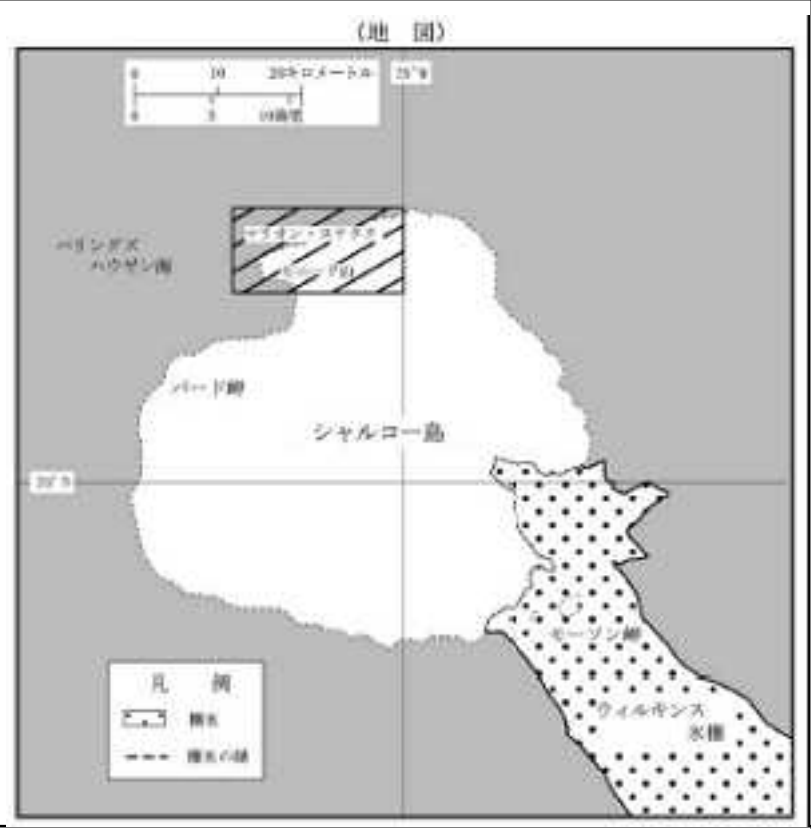
(略)



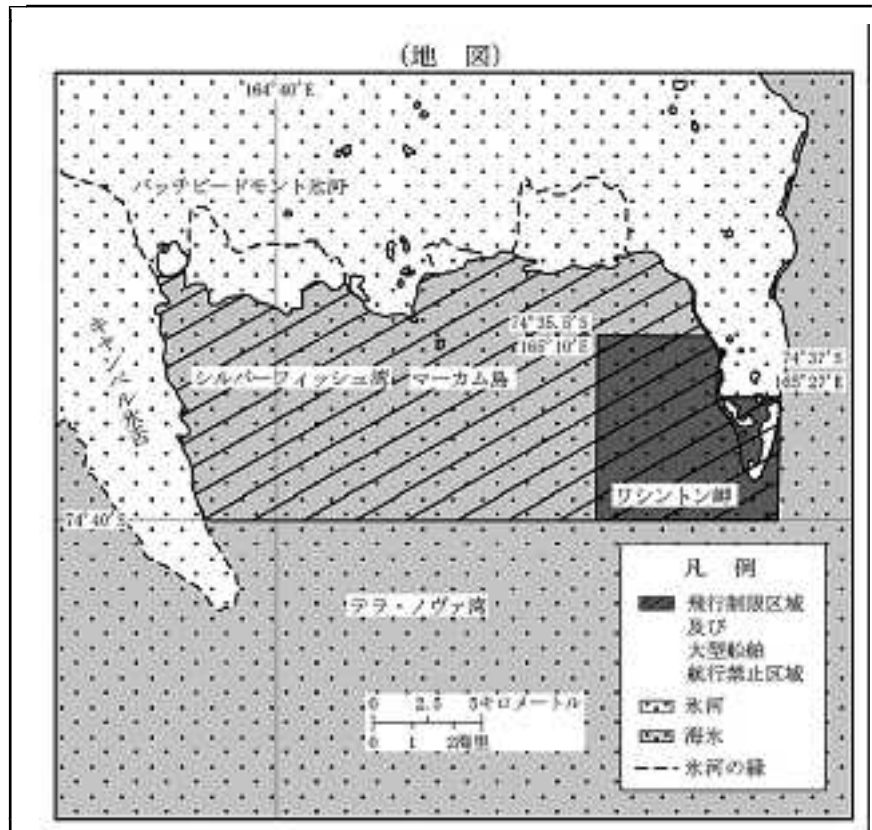
第七十一特別保護地区

(略)

(略)



度31分30秒の地点に至り、同地点からシルバーフィッシュ湾の海岸線を東に進み、南緯74度35分20秒東経164度53分の地点に至り、同地点からクロス湾の海岸線を東に進み、南緯74度37分東経165度22分の地点に至り、同地点から南緯74度37分の緯度線を東に進み、南緯74度37分東経165度27分の地点に至り、同地点から東経165度27分の経度線を南に進み、南緯74度40分東経165度27分の地点に至り、同地点から南緯74度40分の緯度線を西に進み、南緯74度40分東経164度33分の地点に至り、同地点からキャンベル氷舌の境界線を北北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。



別表第四 南極史跡記念物（第八条関係）

番号	一〇八 十六	名称	(略)	位置	(略)
番号	八十七	名称	ドローニングモードランドのシューマツハオアシスにおける最初の常設ドイツ南極観測基地ジョージフオスター跡地	位置	南緯七十度四十六分三十九秒東経十一度五十一分三秒
番号	八十八	名称	クドリヨシヨフ教授の複合掘削施設	位置	南緯七十八度二十八分東経百六度四十八分
番号	八十九	名称	千九百十年から千九百十二年にかけて行われたテラ・ノヴァ探検における千九百十二年十二月のエレバス山調査期間に使用された頂上野営地	位置	南緯七十七度三十分二十一秒東経百六十七度十分十三秒
番号	九十	名称	千九百十年から千九百十二年にかけて行われたテラ・ノヴァ探検における千九百十二年十二月のエレバス山調査期間に使用された中腹野営地E	位置	南緯七十七度三十分七度九分十五秒

別表第六 南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区	要件
第一〇第七南極特別保護地区	(略)

別表第四 南極史跡記念物（第八条関係）

番号	一〇八 十六	名称	(略)	位置	(略)
番号	八十七	名称		位置	
番号	八十八	名称		位置	
番号	八十九	名称		位置	
番号	九十	名称		位置	

別表第六 南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区	要件
第一〇第七南極特別保護地区	(略)

				第九ノ第十六南極特別保護地区	第八南極特別保護地区
				第十七南極特別保護地区	
多発式の飛行機（双発式の飛行機を除く。）	単発式又は双発式の飛行機	多発式の回転翼航空機	単発式の回転翼航空機	一ノ五 (略) 六 当該地区の直上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。 七 当該地区内では、指定された地点（南緯六十五度十九分十八秒西、経六十四度八分五十五秒）に限り、野営することができる。 八ノ十三 (略)	一ノ五 (略) 六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 七 当該地区内では、指定された地点（南緯六十五度十九分十八秒西、経六十四度八分五十五秒）に限り、野営することができる。 八ノ十三 (略)
地表から高度千メートル以下の空域	地表から高度六百メートル以下の空域	地表から高度千メートル以下の空域	地表から高度七百五十メートル以下の空域		

				第九ノ第十六南極特別保護地区	第八南極特別保護地区
				第十七南極特別保護地区	
多発式の飛行機（双発式の飛行機を除く。）	単発式又は双発式の飛行機	多発式の回転翼航空機	単発式の回転翼航空機	一ノ五 (略) 六 当該地区の直上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。 七 当該地区内では、指定された地点（南緯六十五度十九分十八秒西、経六十四度八分五十四秒）に限り、野営することができる。 八ノ十三 (略)	一ノ五 (略) 六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。 七 当該地区内では、指定された地点（南緯六十五度十九分十八秒西、経六十四度八分五十四秒）に限り、野営することができる。 八ノ十三 (略)
地表から高度千メートル以下の空域	地表から高度四百メートル以下の空域	地表から高度千メートル以下の空域	地表から高度七百五十メートル以下の空域		

第三十二南極特別保護地区	第二十四～第三十南極特別保護地区	第二十三南極特別保護地区	第十八～第二十二南極特別保護地区	
一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動又は普及啓発活動に限る。	(略)	<p>一～三 (略)</p> <p>四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p> <p>六～十 (略)</p> <p>十一 当該地区内では爆発物を使用しないこと。</p> <p>十二・十三 (略)</p>	(略)	<p>七 (略)</p> <p>八 当該地区内では、指定された地点(南緯六十七度四十六分八秒西経六十八度五十三分三十秒又は南緯六十七度四十六分二十六秒西経六十八度五十三分一秒)に限り、野営することができる。</p> <p>九～十四 (略)</p>

第三十二南極特別保護地区	第二十四～第三十南極特別保護地区	第二十三南極特別保護地区	第十八～第二十二南極特別保護地区	
一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動に限る。	(略)	<p>一～三 (略)</p> <p>四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度七百五十メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>六～十 (略)</p> <p>十一・十二 (略)</p>	(略)	<p>七 (略)</p> <p>八 当該地区内では、指定された地点(南緯六十七度四十六分九秒西経六十八度五十三分三十二秒又は南緯六十七度四十六分二十五秒西経六十八度五十三分二秒)に限り、野営することができる。</p> <p>九～十四 (略)</p>

二、四 (略)

五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、原則として当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物を設置すること。なお、設置年月日を明示すること。必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去し、跡地の整理を適切に行うこと。

六 (略)

七 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。

ペンギン目に属する種(繁殖地にいるものに限る。)	十メートル
ペンギン目に属する種(換羽中のものに限る。)	五メートル
マクロネクテス・ギガンテウス(オオフルマカモメ)	百メートル
南極哺乳類のうち、食肉目に属する種	十メートル

八・九 (略)

十 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

十一、十三 (略)

五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物を設置すること。なお、設置年月日を明示すること。必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去し、跡地の整理を適切に行うこと。

六 (略)

七・八 (略)

九、十一 (略)

第三十三南極特別保護地区	(略)
第三十四南極特別保護地区	<p>一、四 (略)</p> <p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物を除去するに、設置者名及び設置年月日を明示すること。</p> <p>六、十一 (略)</p>
第三十五南極特別保護地区	<p>一、七 (略)</p> <p>八 原則として、当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>九、十 (略)</p>
第三十六南極特別保護地区	(略)
第三十七南極特別保護地区	<p>一、二 (略)</p> <p>三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地区内の海岸線又はあざらし等の集団から九百メートル以内の区域には着陸しないこと。</p> <p>四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であつて、高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと。なお、当該地区内に離着陸する場合、当該地区内の海岸線の直上空域を飛行しないこと。</p>

第三十三南極特別保護地区	(略)
第三十四南極特別保護地区	<p>一、四 (略)</p> <p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>六、十一 (略)</p>
第三十五南極特別保護地区	<p>一、七 (略)</p> <p>八 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>九、十 (略)</p>
第三十六南極特別保護地区	(略)
第三十七南極特別保護地区	<p>一、二 (略)</p> <p>三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地区内の海岸線又はあざらし等の集団から三百メートル以内の区域には着陸しないこと。</p> <p>四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であつて、高度七百五十メートル以下の空域を飛行しないこと。なお、当該地区内に離着陸する場合、当該地区内の海岸線の直上空域を飛行しないこと。</p>

<p>第三十九〜第四十二南極特別保護地区</p>	<p>第三十八南極特別保護地区</p>	
<p>一〜三 (略)</p>	<p>一 (略) 二 当該地区内では徒歩又は回転翼航空機で移動すること。 三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 四 (略) 五 (略) 六 (略) 七 (略) 八 (略) 九 (略) 十 (略) 十一 (略) 十二 (略) 十三 (略)</p>	<p>と。 五 航空機は当該地区の直上空域であつて、地表から高度六百メートル以上の空域において着陸する地点を調査すること。 六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 七 (略) 八 (略) 九 (略) 十 (略) 十一 当該地区内では爆発物を使用しないこと。 十二 (略) 十三 (略)</p>

<p>第三十九〜第四十二南極特別保護地区</p>	<p>第三十八南極特別保護地区</p>	
<p>一〜三 (略)</p>	<p>一 (略) 二 (略) 三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。 四 (略) 五 (略) 六 (略) 七 (略) 八 (略) 九 (略) 十 (略) 十一 (略)</p>	<p>こと。 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。 六 (略) 七 (略) 八 (略) 九 (略) 十 (略) 十一 (略)</p>

第五十一南極特別保護地区	第四十八～第五十南極特別保護地区	第四十七南極特別保護地区	第四十四～第四十六南極特別保護地区	保護地区
二 （略） 当該地区内では徒歩で移動する	（略）	九 の加工品を持ち込まないこと。 八 当該地区内に家さん又はその卵 七 （略） 六 科学的調査又は管理活動のため 五 （略） 四 （略） 三 当該地区内では徒歩で移動すること。 二 （略） 一 （略）	（略）	四 原則として、航空機は当該地区内にある湖沼の直上空域を飛行しないこと。 五 （略） 六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 七 （略） 八 （略） 九 （略）

第五十一南極特別保護地区	第四十八～第五十南極特別保護地区	第四十七南極特別保護地区	第四十四～第四十六南極特別保護地区	保護地区
一 （略）	（略）	七 （略） 六 （略） 五 （略） 四 （略） 三 （略） 二 （略） 一 （略）	（略）	四 航空機は当該地区内にある湖沼の直上空域を飛行しないこと。 五 （略） 六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。 七 （略） 八 （略） 九 （略）

第五十四南極特別保護地区	第五十二・第五十三南極特別保護地区	<p>三 原則として、管理区域内に、一回につき十人以上立ち入らないこと。</p> <p>二 当該地区内では徒歩で移動すること。</p> <p>一 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物を国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。</p> <p>六 原則として、当該地区内では野営しないこと。</p> <p>七 (略)</p> <p>八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>九 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十 当該地区内では、毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、ペンギンの営巣地から十メートル以内近づかないこと。</p> <p>十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十二・十三 (略)</p>
--------------	-------------------	---

第五十四南極特別保護地区	第五十二・第五十三南極特別保護地区	<p>二 管理区域内に、一回につき十人以上立ち入らないこと。</p> <p>一 (略)</p> <p>七・八 (略)</p> <p>(略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>五 (略)</p> <p>六 当該地区内に生きている動物又は植物を持ち込まないこと。</p>
--------------	-------------------	---

第五十五南極特別保護地区	<p>四 原則として、管理区域内の第六十七南極史跡記念物に立ち入らないこと。</p> <p>五 原則として、管理区域内の南緯七十七度十五秒東経百六十二度三十二分十四秒の地点にある展望施設に、一回につき五人以上立ち入らないこと。</p> <p>六 略</p>		
第五十六南極特別保護地区	<p>一 (略)</p> <p>二 当該地区内では徒歩又は回転翼航空機で移動すること。</p> <p>三 略</p>		
第五十七～第五十九南極特別保護地区	<p>(略)</p>		
第六十南極特別保護地区	<p>一・二 (略)</p> <p>三 当該地区内では徒歩で移動すること。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 原則として、毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合において、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。</p> <table border="1" data-bbox="89 526 215 1019"> <tr> <td>単発式の回転翼航空機及び単発式の飛行の空域</td> <td>地表から高度九百三十メートル以下</td> </tr> </table>	単発式の回転翼航空機及び単発式の飛行の空域	地表から高度九百三十メートル以下
単発式の回転翼航空機及び単発式の飛行の空域	地表から高度九百三十メートル以下		

第五十五南極特別保護地区	<p>三 管理区域内の第六十七南極史跡記念物に立ち入らないこと。</p> <p>四 管理区域内の南緯七十七度十五秒東経百六十二度三十二分十四秒の地点にある展望施設に、一回につき五人以上立ち入らないこと。</p> <p>五 略</p>
第五十六南極特別保護地区	<p>一 (略)</p> <p>二 略</p>
第五十七～第五十九南極特別保護地区	<p>(略)</p>
第六十南極特別保護地区	<p>一・二 (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。</p>

第七十南極特別保護地区	第六十二～第六十九南極特別保護地区	第六十一南極特別保護地区	<p>一～三 (略)</p> <p>四 露頭へは、徒歩で移動すること。</p> <p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及</p>	(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 当該地区への立入りは海上、海上又は空から行うこと。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>五 (略)</p>	<p>七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p> <p>八 (略)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1315 533 1383 741">多発式の回転翼航空機</td> <td data-bbox="1315 757 1383 1010">地表から高度千五百メートル以下の空域</td> </tr> </table>	多発式の回転翼航空機	地表から高度千五百メートル以下の空域
多発式の回転翼航空機	地表から高度千五百メートル以下の空域								

第七十南極特別保護地区	第六十二～第六十九南極特別保護地区	第六十一南極特別保護地区	<p>一～三 (略)</p> <p>四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。</p>	(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p>	<p>六～十四 (略)</p>
-------------	-------------------	--------------	---	-----	---	-----------------

第七十一・第七十二南極特別保護地区		<p>六十三 (略)</p> <p>ひ除去予定日を明示すること。</p>
第七十三南極特別保護地区	<p>(略)</p> <p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。</p> <p>二 当該地区への立入りは徒歩、車両、船舶又は航空機によること。</p> <p>三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。なお、当該地区内において車両を使用する場合は、雪上又は氷上に限り、アプテノデュケス・フォルステリ（コウテイペンギン）又はレプトニコテス・ウエデルリ（ウエツデルアザラシ）の集団から百メートル以内に近づかないこと。</p> <p>四 原則として、航空機は、四月一日から翌年の一月一日まで、別記の地図上に示された区域の直上空域であつて、地表から高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>五 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地区内に着陸する場合、アプテノデュケス・フォルステリ（コウテイペンギン）の繁殖地又はレプトニコテス・ウエデルリ（ウエツデルアザラシ）の集団から九百三十メートルの範囲に着陸しないこと。</p> <p>六 航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度六百十メ</p>	<p>五十二 (略)</p>
第七十一・第七十二南極特別保護地区		<p>五十二 (略)</p>

一トール以上の空域において着陸する地点を調査すること。

七 科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除き、四月一日から翌年の一月一日まで、船舶は当該地区内を航行しないこと。なお、別記に示す地区内では、大型船舶は航行しないこと。

八 科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除き、四月一日から翌年の一月一日まで、船舶はペンギンの通路から上陸しないこと。

九 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。

十 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。

十一 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

十二 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。

十三 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。

十四 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

